

大阪広域環境施設組合規則第10号

大阪広域環境施設組合契約規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合契約規則（平成26年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 契約の内容に適合しない場合における契約者の責任（前号に掲げる事項を除く。）

第35条第4項中「管理者が別で定めるところ」を「大阪広域環境施設組合財産規則（平成27年規則第70号）第19条若しくは第32条の規定」に改める。

第37条の見出しを「（契約保証金の還付）」に改め、同条中ただし書を削る。

第38条中「本組合」を「その全部又は一部を本組合」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第50条中「第51条、第53条及び第55条」を「次条及び第53条」に、「第53条中」を「同条中」に、「、第55条中「引渡し」とあるのは「指定部分に係る引渡し」と読み替える」を「読み替えるものとする」に改める。

第54条の見出しを「（不当な取引制限等に係る損害賠償）」に改め、同条第3項中「年5パーセントの割合」を「当該契約において定める利率」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の利率は、民法（明治29年法律第89号）第404条第2項から第5項までの規定による法定利率を下回ることができない。

第55条を次のように改める。

第55条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪広域環境施設組合契約規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。